

令和2年5月28日

各施設・事業所 施設長 様
給付事務担当者 様

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課

令和2年5月分以降の給付費審査事務等について

日頃より本市の教育・保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和2年5月25日付で政府の「緊急事態宣言」が解除されたことを受け、こども青少年局保育・教育運営課給付担当では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための在宅勤務等の実施を5月で終了し、6月1日から通常体制に戻ります。

在宅勤務等の実施に伴い、4月分の給付費については審査事務を簡略化し支払させていただきましたが、5月分以降の給付費の取扱いについて以下の通りとしますのでお知らせいたします。

1 5月分以降の給付費審査事務について

5月分の給付費

簡易審査とし、支払いに必要な修正が判明した場合のみご連絡します。

6月分の給付費

6月分の請求から通常通りの審査業務に戻します。

4・5月分の給付費の再審査

簡易審査を行った4・5月分については、6月以降「再審査」を行います。修正等が必要となった場合、7月エラーフローから順次、4・5月分の過誤再請求をしていただくことで差額調整を行います。

2 スケジュール

5月25日(月)～6月4日(木)【6月早期フロー】

6月5日(金)～6月11日(木)【6月通常フロー】

- ・5月分請求データ受付
- ・簡易審査の結果、支払いに必要な修正が判明した場合のみ対応

6月12日(金)～6月19日(金)【6月エラーフロー】

- ・過年度分の過誤再請求データのみ受付

6月22日(月)～7月3日(金)【7月早期フロー】

7月6日(月)～7月10日(金)【7月通常フロー】

- ・6月分請求データ受付
- ・通常審査を実施

7月13日(月)～7月22日(水)【7月エラーフロー】

- ・4・5月分の過誤再請求(過年度分も可能)
- ・過誤申立書の提出締切日: 7月3日(金) 給付担当必着

※8月エラーフロー以降も過誤再請求は可能です。

裏面あり

3 「処遇改善等加算に関する書類」等について

各施設・事業者に対する給付費（委託費）の支払いを優先して対応させていただくため、既にご提出いただいた「処遇改善等加算に関する書類の修正依頼」等の連絡や「処遇改善等加算Ⅰに係る平均経験年数のお知らせ」の送付は7月頃から順次実施します。

4 「令和2年度横浜市民間保育所賃借料補助金」等について

令和2年度横浜市民間保育所賃借料補助金の交付申請及び令和元年度分実績報告書の提出については、6月以降にお知らせします。

お問合せ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課 給付担当

電話 671-0202、671-0204